

上村小学校 小規模特認校への就学について

飯田市教育委員会

※根拠法令：飯田市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（以下「規則」）
飯田市立小学校及び中学校の通学区域に関する取扱要綱（以下「要綱」）

1 小規模特認校制度とは

※お子さんが就学される小学校は、原則就学予定者の住所により決まっています

（規則第2条 通学区域の設置、通学区域の指定）

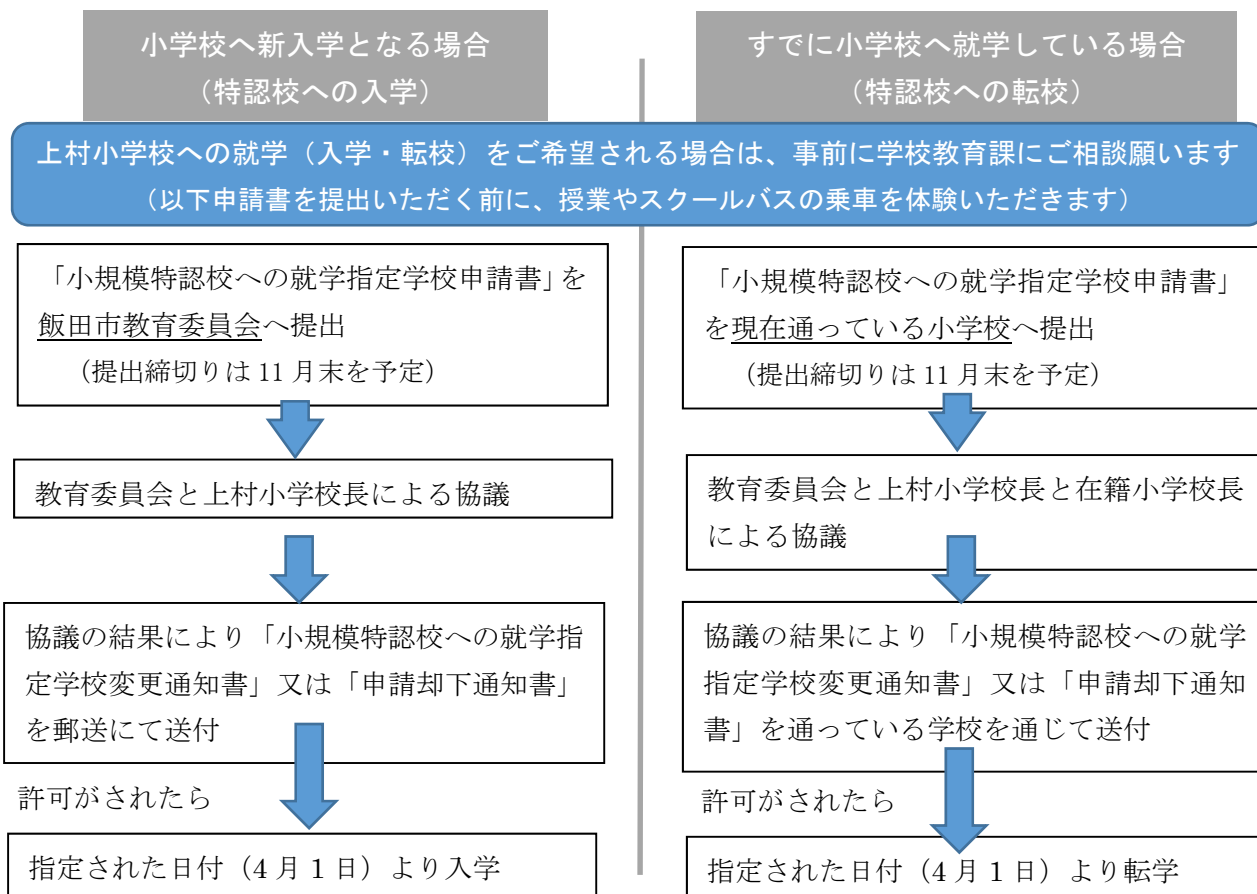
※小規模特認校制度は、小学校就学予定者の保護者又は学童児童の保護者の希望（申請）に応じ、指定の変更に係る許可をすることができる制度です

（規則第4条 小規模特認校制度に係る指定の変更）

2 就学に向けた手続き・流れ

※小規模特認校に入学・就学させることを希望する小学校就学予定者の保護者又は学童児童の保護者は、教育委員会にその旨申請し、許可を受けなければなりません（規則第4条）

（手続きの流れ）



3 指定変更の許可基準 (要綱第4条)

※以下の要件を全て満たす場合とする

- (1) 小規模特認校の通学区以外（上村地区以外）に居住する全学年児童であること
- (2) 就学期間を4月1日とし、1年間以上小規模特認校に在席することができること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、通学及び学校教育活動について、教育委員会及び小規模特認校の方針を遵守できること